

公 告

令和7年12月1日

防衛省共済組合明野支部
支 部 長 廣瀬 敏彦
(職 印 省 略)

三重県伊勢市小俣町明野5593-1に所在する防衛省共済組合明野支部において、カーシェアリングの設置及び経営を行う業者を下記のとおり募集する。

1 公募に付する事項

- (1) 設置業種
物品貸付（カーシェアリング）
- (2) 設置場所
三重県伊勢市小俣町明野5593-1
陸上自衛隊明野駐屯地（細部は「募集要領」及び「仕様書」を参照）
- (3) 設置台数及び使用面積
3台、45㎡（表示板等設置面積含む。）

2 申込参加者の資格

- (1) カーシェアリングの経営をしている者であること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て自らで遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 第5項に記載する説明会に参加した者であること。

3 提出書類

申請書、企画提案書及びその他関係書類（細部は「募集要領」を参照）

4 公募期間（募集要領及び仕様書配布期間）

(1) 期 間

令和7年12月1日（月）～同年12月15日（月）

(2) 受付時間

前項に定める期間内の平日、午前9時～午後5時（ただし午後1時～2時は除く。）

(3) 携行品

筆記具、印鑑等

5 応募予定者に対する説明会

(1) 日 時

令和7年12月17日（水）午後4時から

(2) 場 所

陸上自衛隊明野駐屯地 記念館講堂

(3) 携行品

募集要領、仕様書、筆記具、印鑑等

(4) その他

ア 本説明会に参加できない業者は、公募に参加できないものとする。また、1社につき2名までの参加とする。

イ 令和7年12月15日（月）午後5時までに説明会参加申込書（募集要領「別紙様式第6」）により、防衛省共済組合明野支部共済係長までFAX、郵送または持参により提出すること。

※FAX：0596-37-0111（内線259）

宛 先：〒519-0501

三重県伊勢市小俣町明野5593-1

防衛省共済組合明野支部 村仲

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査により業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を決定業者とする場合がある。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、必要に応じてプレゼンテーションを求める場合もあるが、その日程等は別途通知する。

7 問合せ先

〒519-0501

三重県伊勢市小俣町明野5593-1

防衛省共済組合明野支部

TEL0596-37-0111（内線251）

担当 共済係長 村仲

募 集 要 領
(カーシェアリング)

防衛省共済組合明野支部

募 集 要 領

1 概 要

三重県伊勢市小俣町明野 5 5 9 3 - 1 に所在する陸上自衛隊明野駐屯地において、職員の利便性を確保するためカーシェアリングの設置及び経営を希望する者を次に記載する諸条件により募集する。

2 応募資格

本事業に応募する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) カーシェアリングの経営を実施している者であること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て自ら遂行できること。
- (5) 応募しようとする事業の実施を保証できる能力及び態勢を有する者であること。
- (6) 本事業の代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第 7 号から第 1 0 号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 第 5 項に記載する、応募予定者に対する説明会に参加した者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

住 所：三重県伊勢市小俣町明野 5 5 9 3 - 1

名 称：陸上自衛隊明野駐屯地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可による。
- (2) 業種及び業者数
カーシェアリング 1 業者
- (3) 設置場所
陸上自衛隊明野駐屯地警衛所横駐車場
- (4) 設置台数
3 台

(5) 設置期間

委託契約締結日（令和8年6月1日（予定））～令和9年3月31日

ただし、国有財産使用許可期間内（令和13年3月31日まで）で延長することができる。

なお、営業のための設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

契約は必要に応じて原則として一度に限り、国有財産使用許可期間（5年）内で更新することができる。

(6) その他

仕様書のとおり。

5 公募説明会

本説明会に参加しない業者の方は、公募に参加することができません。

(1) 日 時

令和7年12月17日（水）午後4時から

(2) 場 所

陸上自衛隊明野駐屯地 記念館講堂

(3) 携行品

募集要領、仕様書、筆記具、印鑑等

(4) その他

参加者は令和7年12月15日（月）午後5時までに、別紙様式第6を提出することとし、1社につき2名までとする。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置及び経営を希望する者は、次のとおりア項に示す提出書類をウ項の提出先に、エ項の提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は返却しません。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1）1部

(イ) 企画提案書（別紙様式第2）正1部、写し20部

※ 次のa～oの項目について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な車名（装備内容を含む。）

b 設置可能台数

c 利用方法

d 利用金額

e 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）

f 車両の維持管理（車両の点検、整備及びタイヤ交換等を含む）

g 車両内外の清掃頻度について

h 燃料給油について

i 過去3年間の法令順守状況

j 省エネルギー・環境対策に係る提案

k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

- l 陸上自衛隊明野駐屯地における営業方針
- m 会社概要
- n その他アピールポイント
- o カタログ、その他企画提案書の内容がわかる具体的な資料等

(ウ) その他関連書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に示す書類を併せて提出すること。

- a 業務確約書（別紙様式第3）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- c 業務経歴書
- d 財務諸表（直近のもの）
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）
- f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- g 印鑑証明書
- h カーシェアリング事業に関する運輸支局の発行した許可書の写し
- i 誓約書（別紙様式第4）
- j 役員名簿（別紙様式第5）

注：全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 書類審査の結果、関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とし、後日通知する。

ウ 提出先

〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野5593-1
防衛省共済組合明野支部（担当：共済係長 村仲）
電話番号0596-37-0111（内線251）

エ 提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時まで（土、日、祝日除く。）

オ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあつてはこの限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁を施すものとする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出後の書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査により業者を決定する。ただし、決定業者に辞退や失格等があったときは、次点の者を決定業者とする場合がある。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、必要に応じてプレゼンテーションを求める場合もあるが、その日程等は別途通知する。

8 選考結果の公表

(1) 日 時

令和8年2月上旬

(2) 通知手段

陸上自衛隊明野駐屯地厚生センターに掲示するとともに、選考業者及び選考外業者に連絡する。

9 業者決定後の提出書類

カーシェアリングの設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり、必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

別途指示

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時まで（予定）※提出期限が早まる場合がある。

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時の間）

注：提出期限を過ぎた場合は、設置及び経營業者の決定を取り消しとする場合がある。

郵送の場合は、提出期限内の消印であれば有効とするが、記載事項を満たしていなかった場合は受理しないことがある。

設置及び経營業者の決定取り消しの場合、公開抽選会において次点となった業者が繰り上がり設置及び経營業者に決定する場合がある。

申 請 書

防衛省共済組合明野支部長 殿

令和 年 月 日

〒

本社（店）の所在地 _____

フリガナ
商号又は名称 _____

フリガナ
代表者の氏名 _____ ⑩

(法人・個人の別： 法人 ・ 個人)

フリガナ
担当者氏名： _____

電 話： _____

F A X： _____

三重県伊勢市小俣町明野 5 5 9 3 - 1 に所在する陸上自衛隊明野駐屯地においてカーシェアリングを設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

事業者名： _____

| |
|--------------------------------|
| 1 主な車名 |
| 2 設置可能台数 |
| 3 利用方法 |
| 4 利用金額 |
| 5 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等） |
| 6 車両の維持管理（車両の点検、整備及びタイヤ交換等を含む） |

事業者名： _____

| |
|--|
| 7 車両内外の清掃頻度について |
| 8 燃料給油について |
| 9 過去3年間の法令遵守状況 |
| 10 省エネルギー・環境対策に係る提案 |
| 11 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 |
| 12 陸上自衛隊明野駐屯地における営業方針 |
| 13 会社概要 |
| 14 その他アピールポイント |

※カタログ、その他企画提案書の内容がわかる具体的な資料等を添付すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合明野支部長 殿

「陸上自衛隊明野駐屯地におけるカーシェアリングの設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

〒
本社（店）の所在地 _____
フリガナ
商号又は名称 _____
フリガナ
代表者の氏名 _____ 印
(法人・個人の別： 法人 ・ 個人)

フリガナ
担当者氏名： _____
電 話： _____
F A X： _____

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓約書

- 私
 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貴組合との契約に基づき使用する国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合松山支部が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第5により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合明野支部長 殿

令和 年 月 日

〒

本社（店）の所在地 _____

フリガナ
商号又は名称 _____

フリガナ
代表者の氏名 _____ ⑩

※ 必ず所在地、商号、代表者の氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用

説明会参加申込書

| 連番 | 会社名等 | | | 出席者名 | |
|-----|------|-----|---------------|------|----|
| | 名称 | 所在地 | 電話番号 FAX番号 | 役職 | 氏名 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 備考欄 | | | | | |

仕 様 書
(カーシェアリング)

防衛省共済組合明野支部

仕 様 書

1 業務件名

防衛省共済組合明野支部における経営委託によるカーシェアリングの設置及び経営

2 業務内容

物品貸付（カーシェアリング）

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省共済組合明野支部長（以下「甲」という。）が決定する。（決定後、防衛省共済組合本部長の承認を得る。）

4 経営委託契約

(1) 本業務を行う者は、甲と経営委託契約をしなければならない。

(2) 設置場所の使用許可は、甲を通じた申請により近畿中部防衛局東海支局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国が許可財産を使用するとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに 自己の負担で使用財産を原状に回復し返還するものとする。

ただし、使用を継続する場合はこの限りではない。

また、この場合において丙は国に対して一切の保障を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 経営委託契約書記載事項を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 管理手数料等

丙は甲に対して次に示す管理手数料等を甲に納めなければならない。

(1) 管理手数料

ア 常設委託売店等を使用する経営委託の場合

(ア) 経営委託期間が1会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が1会計年度を経過しているときを含む。）

| 前年度売上額(A) | 手数料率(B) | 管理手数料率の月額 | 納付期日 |
|----------------|---------|--------------|------------|
| 360万円未満 | 0% | 免除 | 当月の 15日 |
| 360万円以上480万円未満 | 1% | (A)×(B)×1/12 | |
| 480万円以上600万円未満 | 2% | 同上 | |
| 600万円以上720万円未満 | 3% | 同上 | |
| 720万円以上840万円未満 | 4% | 同上 | |
| 840万円以上 | 5% | 同上 | |

(イ) 経営委託期間が1会計年度を経過していない場合

| 各月売上額(A) | 手数料率(B) | 管理手数料率の月額 | 納付期日 |
|--------------|---------|-----------|------------|
| 30万円未満 | 0% | 免除 | 翌月の 15日 |
| 30万円以上40万円未満 | 1% | (A)×(B) | |
| 40万円以上50万円未満 | 2% | 同上 | |
| 50万円以上60万円未満 | 3% | 同上 | |
| 60万円以上70万円未満 | 4% | 同上 | |
| 70万円以上 | 5% | 同上 | |

イ 管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

ウ 延滞金

管理手数料の納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 使用料

ア 丙は、委託事業の経営に関し、組合から資産の使用許可を受けた場合は、使用料を甲に納付しなければならない。

イ 使用料の納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 設置場所

明野駐屯地警衛所横駐車場とし、甲が指定するものとする。

8 業務期間

防衛省共済組合明野支部と丙が契約を締結した日～令和9年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、国有財産使用許可期間内（令和13年3月31日まで）で延長することができる。上記期間にはカーシェアリング設備の設置、又は撤去等に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

契約は必要に応じて原則として一度に限り国有財産使用許可期間（5年）内で更新することができる。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任においてカーシェアリング事業に使用する自動車を管理し、火災、盗難の予防及び保安を常に心掛け、関係法令及び規則等を遵守し、いかなる事故発生の場合も甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、甲から各種行事等によりカーシェアリング事業に使用する自動車の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動するものとする。
- (3) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うものとする。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び明野駐屯地担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、6ヶ月前までに当該解除の理由及び予定期日等を明記した文書を甲に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に解除を甲に申し出るものとする。

15 業務仕様

- (1) 丙は、防衛省共済組合本部長承認後においては、「防衛省共済組合明野支部物品貸付経営委託契約書」の締結により業務を履行するものとし、契約内容については自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、経営委託契約書及び企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (3) カーシェアリングの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙が負担するものとする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (4) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 丙は、故障等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、直ちに対応するものとする。
- (6) 本事業における自動車の利用申込、鍵の授受、利用料金の支払等については、利用者のスマートフォンアプリケーションを使用した非接触型とするものとする。
- (7) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための点検、整備及び清掃等を毎週1回を基準として行うものとする。
- (8) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の利用に係る燃料費を負担するものとする。
- (9) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の夏用又は冬用タイヤへの交換は、適切な時期に行うものとする。その際、甲から交換時期について事前に指示された場合は直ちに対応するものとする。
- (10) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車にドライブレコーダー（全方位対応型を基準とする。）、ETC、三角表示板及びスペアタイヤ（又はパンク修理キット）を搭載するものとする。
- (11) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、冬季間はタイヤチェーンを積載するものとする。
- (12) 丙は、利用者から申し出があった場合には、チャイルドシートをカーシェアリング事業に使用する自動車に積載するものとする。
- (13) 本事業に使用する自動車の自動車損害保険等については、対人無制限、対物無制限、人身傷害3,000万円以上とし、車両保険についても加入するものとする。
- (14) 丙は、毎月の売上月計表（別紙第1）を翌月初日までに、毎月の収支計算書（別紙第2）を翌月10日までに、毎事業年度の損益計算書を翌事業年度5月末日までに甲に提出するものとする。
- (15) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を提出するものとする。
- (16) 本仕様書に記載のない事項又は細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議するものとする。

